

# 住居確保給付金の制度が 令和3年1月から変わります！

新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、以下の通り変更されていました。

令和2年4月20日～ 支給対象の拡大（年齢制限の撤廃、離職に関わらず休業者も対象になりました）

令和2年4月30日～ 支給要件等の緩和

令和2年7月 3日～ 支給額算定方法の改正

令和3年1月1日～

- **支給期間の追加延長**が可能になります！（最長9か月 → **最長12か月**）

※3か月ごとの延長申請が必要です。

※令和2年度中に初めて住居確保給付金の申請をした方に限ります。

- **ハローワークでの就職活動が必須**になります！

これまで特例により就職活動の要件は任意となっていましたが、新型コロナウイルスの影響による状況が今後も継続することを前提に、早期の生活再建を図るために下記の取り要件が改正されました。

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件			
		自立相談支援機関との相談 (月1回以上)	企業応募 (週1回以上)	ハローワーク相談 (月2回以上)	その他の活動
1か月目 ～ 9か月目	離職・廃業	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	※支援プランに従う
9か月目	休業等	<b>必須</b>	任意	任意	<b>必須</b>
10か月目以降 (再々延長中)	全 員	<b>必須</b>	<b>必須</b>	<b>必須</b>	※支援プランに従う

## 住居確保給付金の制度を活用されている方へ

- **報告方法や書類も変更があります。**

<これまで>

- ① 「様式9 求職活動状況報告書」の提出 (月1回)
- ② 自立相談支援センターへ電話報告 (月1回)

<令和3年1月以降>

- ① 「様式9 求職活動状況報告書」の提出 (月1回) **※記載内容の変更あり**
- ② 自立相談支援センターへ電話報告 (月1回)
- ③ 「**様式6 職業相談確認票 (住居確保給付金・総合支援資金)**」(月1回)
- ④ 「**様式7 住居確保給付金 常用就職活動状況報告書**」 (月1回)

～令和2年12月8日付 「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室) より一部抜粋～

## 二 求職活動要件等について

規則第10条第5号における常用求職要件は、当面の間不要としておりましたが、現下の状況が今後も一定期間継続することを前提に、受給者の生活再建を早期に図る必要があることから、今般、受給者の状態像に応じ、令和3年1月から下記(1)(2)に示す求職活動及び就労支援を実施していただくこと、(3)の資産要件を満たすことを受給の要件とします。

### (1) 当初・延長・再延長中(1か月目～9か月目)の受給者の求職活動要件

#### イ) 離職・廃業(規則第3条第1号)

- ①申請時の公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

#### ロ) 休業等(規則第3条第2号)

- ①月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告
- ③申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する(プラン決定を前提としています。後述三参照)

### (2) 再々延長中(10～12か月目)の受給者の求職活動要件

#### イ) 全ての受給者

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施